

証券コード 9312  
2021年6月8日

## 株主各位

東京都港区海岸3丁目4番20号  
**ケイヒン株式会社**  
代表取締役社長 杉山光延

### 第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまわり厚くお礼申しあげます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主様におかれましては、株主様の安全確保と感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面による議決権の事前行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

#### 記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区海岸3丁目4番20号  
当社 本社6階会議室

#### 3. 総会の目的事項

- 報告事項**
- 第74期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第74期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

第1号議案 取締役14名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 换算監査役1名選任の件

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第6号議案 社外取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件  
以上

---

<株主様へのお願い>

- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へご来場される株主様は、会場内でのマスクの常時ご着用と、アルコールによる手指の消毒にご協力をお願いいたします。
  - ◎ 会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方はご入場をお断りする場合がございます。
  - ◎ 株主総会の運営スタッフは検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で応対をさせていただきます。
  - ◎ 感染リスク低減の観点から、会場内の座席の間隔をあけて配置いたします。
- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.keihin.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.keihin.co.jp/>) にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

(添付資料)

## 事 業 報 告

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外の経済活動が抑制され、厳しい状況となりました。

このような環境の中、当社グループにおいては、国内物流事業は、一般貨物輸送の取扱いは減少しましたが、倉庫保管、流通加工、配送の取扱いが増加し、増収増益となり、国際物流事業は、輸出入貨物、輸出車両の海上輸送、港湾作業の取扱いが減少し、減収減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は481億5千9百万円（前期比4億5千6百万円の増収、1.0%増）、国内物流事業の増収効果により、営業利益は24億2千6百万円（前期比5億2千5百万円の増益、27.6%増）、経常利益は25億1千6百万円（前期比5億6千4百万円の増益、28.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は17億4千9百万円（前期比3億2千8百万円の増益、23.2%増）となりました。

当社グループのセグメント別概況は、次のとおりであります。

#### セグメント別事業内容および売上高

セグメント	主要な事業内容	当期 (百万円)	前期 (百万円)	前期比増減	
				金額(百万円)	比率(%)
国内物流事業	倉庫保管、倉庫荷役、流通加工、陸上運送	31,798	29,995	1,803	6.0
国際物流事業	国際運送取扱、航空運送取扱、通関、港湾作業	17,308	18,670	△1,361	△7.3
セグメント間 内部売上高		△946	△962	15	—
合 計		48,159	47,702	456	1.0

## 国内物流事業

国内物流事業におきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う巣ごもり需要により、宅配関連商品等の貨物取扱いが増加しました。

倉庫業は、保管残高が増加し、売上高は68億5百万円（前期比0.6%増）、流通加工業は、取扱いが増加し、売上高は74億9千1百万円（前期比17.6%増）、陸上運送業は、一般貨物輸送の取扱いは減少しましたが、配送取扱件数が増加し、売上高は166億6千2百万円（前期比4.0%増）となりました。

以上の結果、国内物流事業の売上高は317億9千8百万円（前期比18億3百万円の增收、6.0%増）、営業利益は33億1千5百万円（前期比5億3千7百万円の増益、19.3%増）となりました。

## 国際物流事業

国際物流事業におきましては、新型コロナウイルス感染症による海外諸国での様々な規制等に伴うサプライチェーン停滞の影響により、貨物取扱いは厳しい状況となりました。

国際運送取扱業は、海運貨物、輸出車両の海上輸送の取扱いが減少し、売上高は139億9千8百万円（前期比10.7%減）、港湾作業は、船内荷役・沿岸荷役とも減少し、売上高は19億9千4百万円（前期比9.6%減）となりました。

航空運送取扱業は、航空貨物輸送スペースの供給不足から運賃が上昇し、売上高は13億1千4百万円（前期比65.7%増）となりました。

以上の結果、国際物流事業の売上高は173億8百万円（前期比13億6千1百万円の減収、7.3%減）、営業利益は6億2千9百万円（前期比2千万円の減益、3.1%減）となりました。

## (2) 対処すべき課題

今後の景気動向につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きは不透明で予断を許さない状況にあります。

物流業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束時期が明確に見通せない中、サプライチェーンの混乱や、消費低迷により荷動きの回復が遅れること等も考えられ、当社グループの業績にも影響を及ぼすことが懸念されます。

このような状況の中、当社は、引き続きグループ内の連携を強化することで顧客ニーズに対応した質の高いサービスを提供することにより、新規顧客の獲得と安定的な貨物取扱いの確保に努めるほか、国内外の有力拠点への施設拡充も視野に入れつつ、生産性の向上を図ることで、事業基盤の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも一層のご指導とご支援をたまわりますようお願い申しあげます。

## (3) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は10億7千7百万円であり、その主なものは横浜地区および東京地区における物流施設の改修工事であります。

なお、当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、銀行借入金および自己資金によりまかっております。

## (4) 財産および損益の状況

区分	2017年度 第71期	2018年度 第72期	2019年度 第73期	2020年度 第74期(当期)
売上高（百万円）	45,465	49,552	47,702	48,159
経常利益（百万円）	1,369	1,741	1,951	2,516
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,141	1,213	1,420	1,749
1株当たり当期純利益（円）	174.89	185.78	217.57	267.95
総資産（百万円）	42,630	41,156	41,538	42,543
純資産（百万円）	16,709	17,224	18,168	19,670
1株当たり純資産（円）	2,559.25	2,638.10	2,782.66	3,012.74

(注) 2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行ったため、第71期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

## (5) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
ケイヒン配送株式会社	90百万円	100.0 (29.6)	流通加工、宅配
ケイヒン陸運株式会社 ( 本店 東京都足立区 )	30	100.0 (75.0)	
ケイヒン陸運株式会社 ( 本店 愛知県大府市 )	50	100.0 (75.0)	陸上運送、倉庫荷役、 流通加工
ケイヒン陸運株式会社 ( 本店 兵庫県神戸市 )	90	100.0 (80.0)	
ケイヒン海運株式会社	10	100.0 ( — )	国際運送取扱、通関、 船舶代理店
ケイヒン港運株式会社	52	100.0 (75.0)	国際運送取扱、通関、 港湾作業
ケイヒン航空株式会社	50	100.0 (75.0)	航空運送取扱、通関
ケイヒンコンテナ急送株式会社	30	100.0 (75.0)	
オーケーコンテナエキスプレス株式会社	20	100.0 (100.0)	海上コンテナ輸送
ダックシステム株式会社	10	100.0 (80.0)	物流システムソフト開発、 情報処理
ケイヒンマルチトランス ( ホンコン ) リミテッド	1,000千香港ドル	100.0 ( — )	
エヴェレットスティムシップ コー ポ レ ー シ ョ ン	27,454千フィリピン ペソ	100.0 ( — )	
ケイヒンエヴェレットフォワーディング カンパニー インク	8,250千フィリピン ペソ	100.0 (80.0)	国際運送取扱、通関
ケイヒンマルチトランス(シンガポール) プライベートリミテッド	1,200千シンガポール ドル	100.0 ( — )	
ケイヒンマルチトランスタイ완 カンパニー リミテッド	10,000千ニュータイ완 ドル	50.0 (25.0)	

(注) 1. 議決権比率欄の(内書)は、間接所有割合であります。

2. ケイヒンマルチトランスタイ완カンパニー リミテッドは、持分法適用関連会社であります。

## (6) 主要な営業所

### ① 当 社

名 称	所 在 地	所 属 事 業 所
本 社	東京都港区	
関 東 営 業 部	東京都港区	新お台場・大井8号・大井輸出入・ワールド(青海)・城北・港南・板橋・千葉・大黒埠頭・山下埠頭・本牧・本牧CC・神奈川
国 際 輸 送 営 業 部	東京都港区	
プロジェクトカーゴ営業部	東京都港区	
海上・ターミナル営業部	神奈川県横浜市	
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市	名港西・大府・中川
関 西 営 業 部	大阪府大阪市	堺浜・茨木・高槻・六甲冷蔵・新港埠頭・摩耶埠頭
宅 配 統 轄 部	神奈川県横浜市	

### ② 子会社および関連会社

会 社 名	本社所在地
ケイヒン配送株式会社	神奈川県横浜市
ケイヒン陸運株式会社	東京都足立区
ケイヒン陸運株式会社	愛知県大府市
ケイヒン陸運株式会社	兵庫県神戸市
ケイヒン海運株式会社	神奈川県横浜市
ケイヒン港運株式会社	兵庫県神戸市
ケイヒン航空株式会社	東京都港区
ケイヒンコンテナ急送株式会社	東京都品川区
オーケーコンテナエキスプレス株式会社	神奈川県横浜市
ダックシステム株式会社	神奈川県横浜市
ケイヒン マルチトランス(ホンコン)リミテッド	香港
エヴェレット スティームシップ コーポレーション	フィリピン
ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク	フィリピン
ケイヒン マルチトランス(シンガポール)プライベートリミテッド	シンガポール
ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッド	台湾

(注) ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッドは、持分法適用関連会社であります。

## (7) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
国内物流事業	569名	12名増
国際物流事業	324名	3名増
全社(共通)	61名	5名減
合計	954名	10名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
 2. 上記のほか、臨時従業員が年間平均で1,082名おります。  
 3. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
303名	2名増	41.4歳	17.6年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
 2. 上記のほか、臨時従業員が年間平均で111名おります。

## (8) 主要な借入先および借入額

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	3,160百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,470
株式会社三井住友銀行	1,676
朝日生命保険相互会社	884
株式会社日本政策投資銀行	855

- (注) 上記の借入額は社債を含んでおります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,536,445株 (自己株式7,352株を含む。)
- (3) 株 主 数 3,174名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	662千株	10.14%
京友株式会社	613	9.40
朝日生命保険相互会社	497	7.61
東京海上日動火災保険株式会社	482	7.39
フィード・ワン株式会社	465	7.13
株式会社横浜銀行	325	4.99
株式会社三井住友銀行	275	4.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	233	3.58
三菱UFJ信託銀行株式会社	196	3.01
共栄火災海上保険株式会社	122	1.87

(注) 持株比率は、自己株式(7,352株)を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
大津 育 敬	代表取締役会長		・エヴェレット スティームシップ コーポレーション代表取締役会長 兼 社長
杉山 光 延	代表取締役社長		
浅脇 誠	専務取締役	管理部門担当 兼 内部統制室長	
関本 篤 弘	専務取締役	営業部門担当 兼 宅配統轄部長	・ケイヒン配送株式会社代表取締役社長
大津 英 敬	常務取締役	社長室長 兼 システム統轄部長	
坂井 賢 敏	常務取締役	海上・ターミナル営業部長	・ケイヒン海運株式会社代表取締役社長
尾曲 裕 之	取締役	プロジェクトカーゴ営業部長	
荒井 正 俊	取締役	財務部長	
桑嶋 耕 造	取締役	人財開発部長	
野村 洋 資	取締役	総務部長	
吉村 裕	取締役	関西営業部長	・ケイヒン陸運株式会社(本店 兵庫県神戸市) 代表取締役社長 ・ケイヒン港運株式会社代表取締役社長
筒井 章 太	取締役	営業統轄部長	
葉梨 陽一郎	取締役	関東営業部長	・ケイヒン陸運株式会社(本店 東京都足立区) 代表取締役社長
酒井 透	取締役		
本保 芳 明	取締役		・国土交通省観光庁参与 ・首都大学東京(現 東京都立大学)客員教授 ・イオンディライト株式会社社外取締役
柏岡 裕	常勤監査役		
杉野 直樹	常勤監査役		
森信一	監査役		・東亜道路工業株式会社常勤監査役

- (注) 1. 取締役酒井透および本保芳明の両氏は、社外取締役であります。  
2. 常勤監査役杉野直樹および監査役森信一の両氏は、社外監査役であります。  
3. 常勤監査役柏岡裕氏は、当社内部統制部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 取締役酒井透および本保芳明の両氏ならびに常勤監査役杉野直樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。  
5. 2020年6月26日開催の第73期定時株主総会において、杉野直樹氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。  
6. 2020年6月26日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により影山好伸氏は監査役を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役2名および監査役3名との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該社外取締役または監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするもので

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役および監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬および退職慰労金で構成しており、固定報酬は、株主総会の決議により定められた限度額の範囲内で算定するものとし、個人別の報酬額については、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が役位・業績等を勘案した上で決定するものとしております。退職慰労金は、株主総会の決議により退任後に支給するものとし、具体的金額については、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が内規に従い役位・在任年数・功績に応じて算定した上で決定するものとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会の決議により決定しております。

監査役の報酬は、月例の固定報酬および退職慰労金で構成しており、固定報酬は、株主総会の決議により定められた限度額の範囲内で算定するものとし、個人別の報酬額については、監査役の協議により、役割等を勘案した上で決定しております。退職慰労金は、株主総会の決議により退任後に支給するものとし、具体的金額については、内規に従い監査役の協議により決定しております。

なお、2021年4月28日開催の取締役会において、社外取締役および監査役の経営に対する独立性・中立性を高めコーポレートガバナンスを強化する目的から、社外取締役および監査役に対する退職慰労金制度を2021年6月29日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議年月日は、2015年6月26日であり、決議の内容は、取締役の報酬等の金額（ただし、退職慰労金の金額は含まない。）を年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分2,000万円以内）、監査役の報酬等の金額（ただし、退職慰労金は含まない。）を年額7,000万円以内とし、取締役の報酬等の金額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしております。また、当該決議に係る役員の員数は、取締役は13名（うち社外取締役2名）、監査役は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長杉山光延氏が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

その権限の内容は、株主総会の決議により定められた限度額の範囲内で、固定報酬については役位・業績等を勘案した上で、退職慰労金については内規に従い役位・在任期数・功績に応じて算定した上で決定するというものであります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績や経営状況を踏まえた上で、各取締役の公正な評価を行い得る立場にある代表取締役社長に委任することが妥当であると判断したためであり、取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬額等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	313 (13)	232 (12)	— (—)	80 (1)	15 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24 (13)	19 (10)	— (—)	4 (2)	4 (3)

(注) 1. 退職慰労金には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額85百万円を記載しております。  
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額82百万円を支払っております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職の状況

取締役本保芳明氏は、国土交通省観光庁参与、首都大学東京（現 東京都立大学）の客員教授およびイオンディライト株式会社の社外取締役であります。なお、当社と国土交通省観光庁、首都大学東京（現 東京都立大学）およびイオンディライト株式会社との関係で記載すべき該当事項はありません。

##### ② 他の法人等の社外役員との重要な兼職の状況

監査役森信一氏は、東亜道路工業株式会社の社外監査役であります。なお、当社と東亜道路工業株式会社との関係で記載すべき該当事項はありません。

##### ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

##### ④ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	区 分	主な活動状況
酒 井 透	取 締 役	当事業年度開催の取締役会 9回全てに出席し、会社経営者としての豊富な経験等を踏まえ、適宜意見を述べております。
本 保 芳 明	取 締 役	当事業年度開催の取締役会 9回全てに出席し、国土交通省における長年の経験等を踏まえ、適宜意見を述べております。
杉 野 直 樹	監 査 役	就任後開催の取締役会 6回全てに、また、監査役会 9回全てに出席し、金融機関における長年の経験等を踏まえ、また、法令遵守等の視点に立ち、適宜意見を述べております。
森 信 一	監 査 役	当事業年度開催の取締役会に 9回中 8回、また、監査役会に 12回中 11回出席し、金融機関における長年の経験等を踏まえ、また、法令遵守等の視点に立ち、適宜意見を述べております。

⑤ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役酒井透氏は、長年にわたり会社の経営に携わっており、その経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に就任いただいております。同氏には、経営トップとしての経験を生かし、当社の属する業界にとらわれない視点から当社の経営に対し貴重な意見・助言をいただく等、経営監督機能の強化に資する役割を期待しており、取締役会はもとより、業務執行に関する事項を決定する会議にも適宜出席し、独立の立場から意見等を述べております。

取締役本保芳明氏は、国土交通省における長年の経験と経営者としての幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に就任いただいております。同氏には、国土交通省における経験と経営者としての経験を生かし、物流業界を含む幅広い視点から当社の経営に対し貴重な意見・助言をいただく等、経営監督機能の強化に資する役割を期待しており、取締役会はもとより、業務執行に関する事項を決定する会議にも適宜出席し、独立の立場から意見等を述べております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

(i) 当事業年度に係る報酬等の額	35百万円
-------------------	-------

(ii) 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円
-------------------------------------	-------

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(i)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法、公認会計士法等の法令に定める事由の発生等により、会計監査人の職務の適切な執行に支障をきたすことが認められる場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会社法第340条の規定により、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任した場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけており、将来における企業の成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、2021年5月24日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 50円00銭

配当総額 326,454,650円

- ② 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

### (2) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社が内部統制システムとして決議した事項は、次のとおりであります。

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム（当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制）を整備する。

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、「ケイヒングループ行動規範」および「ケイヒングループ行動指針」を制定する。
- ② コンプライアンスの統轄組織として「危機管理委員会」を設置し、違反行為に対する予防、対応、再発防止のための措置等を行う。また、その下部組織として、「コンプライアンス統轄チーム」を設け、「コンプライアンスマニュアル」に基づき、コンプライアンス体制の整備・推進を図る。
- ③ コンプライアンスに関する内部通報制度として「ヘルpline」を設け、その窓口として「社内ヘルpline窗口」を当社内に、「社外ヘルpline窗口」を社外の弁護士事務所内に、それぞれ設置する。
- ④ コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、「危機管理委員会」を経て、その内容・対処案等を代表取締役、取締役会、監査役に報告する。
- ⑤ 内部監査部門として「内部統制室」を置き、「内部監査規程」に基づいてコンプライアンスを含めた内部監査を行う。

- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で関係を遮断する。

## 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業運営リスクの統轄組織として、「危機管理委員会規程」に基づき「危機管理委員会」を設置し、リスク発生の未然防止、リスクが発生した場合に損失を最小限に止めるための措置、および再発防止のための措置など、リスク管理体制の整備・推進を図る。
- ② 損失等の発生が懸念・予測される場合、および現実に発生した場合は、直ちに「危機管理委員会」に報告する。
- ③ 損失が発生した場合は、必要に応じて「対策本部」を設置し、損失の拡大を防止するとともに、損失を最小限に止める措置を講ずる。
- ④ 「内部統制室」は、監査計画を策定し、定期的に内部監査を実施する。

## 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率性を図るとともに、取締役会を必要に応じて適宜臨時に開催するなどして、その意思決定の迅速性を確保する。
- ② 取締役、監査役、必要によりグループ会社社長および関係者を構成員とする「グループ統轄会議」を原則として毎月2回程度開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

## 4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、法令および「取締役文書管理規程」に基づき適切に保存し管理する。
- ② 取締役および監査役は、これら職務執行情報を閲覧できるものとする。

## 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① コンプライアンス体制とリスク管理体制について、当社とグループ会社とを一体化した体制を整備し、当社「危機管理委員会」が統轄するものとする。
- ② グループ会社もコンプライアンスに関する内部通報制度を定め、「ヘルpline」を設け、その窓口として「社内ヘルpline窓口」を当社内に、「社外ヘルpline窓口」を社外の弁護士事務所内に、それぞれ設置し一元的に対応する。

- ③ グループ会社の業務運営については、「グループ統轄会議」において適時報告を受けるとともに、経営管理上および業務遂行上の重要事項について審議を行う。
  - ④ グループ会社の内部監査は、当社「内部統制室」が統轄して、外部専門家である監査法人に実施を委託し、その監査結果は、当社代表取締役・当該グループ会社代表取締役および「グループ統轄会議」に報告する。
  - ⑤ 当社およびグループ会社の財務報告に係る内部統制の評価および改善・指導は、当社「内部統制室」が行う。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ① 監査役の職務の補助は、「内部統制室」の使用人が兼務して行う。
  - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関し取締役および内部統制室長の指揮命令を受けない。
  - ③ 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
7. 取締役および使用人等の監査役への報告に関する体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の取締役は、当社の使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人等から会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について報告を受けた場合、ならびに自らその事実を発見した場合は、社内規程に従って、直ちに代表取締役に報告し、監査役に通知する。
  - ② 当社の監査役は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、取締役会および「グループ統轄会議」に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する文書をモニターし、必要に応じて当社の取締役および使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人等から説明を受けることができるものとする。
  - ③ 当社の「危機管理委員会」は、当社およびグループ会社の「ヘルpline」への通報等に基づく調査結果の概要等について、当社監査役に対して報告する。
  - ④ 当社の取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、会合を開催し情報および意見交換を行う。
  - ⑤ 当社は、当社の監査役が当該職務の執行のための費用を請求するときは、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。

## (業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社では、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めています。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取組みは、次のとおりであります。

### 1. コンプライアンスに関する体制

ケイヒングループのすべての取締役および使用人に法令等の遵守を徹底するため、「ケイヒングループ行動規範」および「ケイヒングループ行動指針」を制定し周知しております。また、当社とグループ会社とを一体化した体制として、コンプライアンス関連事項についての報告・相談窓口となる「コンプライアンスオフィサー」を各部署に配置するとともに、内部通報制度として「ヘルpline」を設け、「社内ヘルpline窓口」に加え、社外の弁護士事務所を窓口とする「社外ヘルpline窓口」を設置しております。

### 2. リスク管理に関する体制

リスク発生の未然防止、リスクが発生した場合に損失を最小限に止めるための措置、再発防止のための措置などを審議するための組織として「危機管理委員会」を設置してグループ会社を含めた一体的なリスク管理を行っており、四半期ごとに取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

### 3. 内部監査に関する体制

「内部統制室」が、監査計画を策定し定期的に内部監査を実施しており、グループ会社の内部監査は「内部統制室」が統轄して、外部専門家に委託し実施しております。

### 4. 取締役の効率的な職務執行に関する体制

定例のほか取締役会を必要に応じて適宜臨時に開催して意思決定の迅速性を確保するほか、「グループ統轄会議」を月2回程度開催して、業務執行に係る意思決定やグループ会社の経営管理・業務遂行に係る重要事項の審議を機動的に行っております。

### 5. 監査役監査の実効性確保に関する体制

監査役は、取締役会および「グループ統轄会議」に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る文書をモニターし、必要に応じて当社およびグループ会社の取締役、使用人等に説明を求めるほか、「内部統制室」や会計監査人との情報・意見交換や代表取締役との会合を通じて、監査の実効性の確保を図っております。

### (3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりです。

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないものも存在します。当社は、このような不適切な大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

そのような大規模買付行為を行おうとする者に対しては、情報開示を積極的に求め、当社取締役会の判断、意見などとともに公表するなど、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて、会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な対応をしてまいります。

以 上

※本文中の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 產	12,731	流 動 負 債	13,204
現 金 及 び 預 金	5,936	營 業 未 払 金	4,310
受 取 手 形 及 び 営 業 未 収 金	5,602	短 期 借 入 金	4,597
電 子 記 録 債 権	252	1 年 内 債 還 社 債	1,800
そ の 他	946	リ 一 ス 債 務	218
貸 倒 引 当 金	△5	未 払 法 人 税 等	527
		そ の 他	1,750
固 定 資 產	29,771		
( 有 形 固 定 資 產 )	22,126	固 定 負 債	9,668
建 物 及 び 構 築 物	13,432	社 期 借 入 金	2,500
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	683	長 期 借 入 金	2,637
器 具 及 び 備 品	445	リ 一 ス 債 務	551
土 地	6,809	繰 延 税 金 負 債	132
リ 一 ス 資 產	700	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,013
建 設 仮 勘 定	55	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,476
		そ の 他	357
( 無 形 固 定 資 產 )	1,420		
借 地 権	977	負 債 合 計	22,872
そ の 他	443		
( 投 資 そ の 他 の 資 產 )	6,224	純 資 產 の 部	
投 資 有 價 証 券	5,175	株 主 資 本	19,072
繰 延 税 金 資 產	207	資 本 金	5,376
そ の 他	881	資 本 剰 余 金	4,415
貸 倒 引 当 金	△39	利 益 剰 余 金	9,294
		自 己 株 式	△13
繰 延 資 產	40		
社 債 発 行 費	40	その他の包括利益累計額	597
		その他有価証券評価差額金	983
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△324
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△61
資 产 合 计	42,543	純 資 產 合 計	19,670
		負 債 及 び 純 資 產 合 計	42,543

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上原価	百万円	百万円
作業費	32,552	48,159
人件費	5,480	43,837
賃借料	2,743	
減税	1,763	
その他の	295	
原価の却費	1,002	
売上総利益		4,321
一般管理費		1,895
営業外収益		2,426
受取利息及び配当金		252
その他の	193	
利息差	59	
外払費用		162
支払利息	97	
為替差益	40	
その他の	24	
経常利益		2,516
特別損失		0
固定資産売却益	0	
固定資産処分損	8	
税金等調整前当期純利益		2,507
法人税、住民税及び事業税	756	
法人税等調整額	1	
当期純利益		1,749
非支配株主に帰属する当期純利益	—	
親会社株主に帰属する当期純利益		1,749

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日残高	百万円 5,376	百万円 4,415	百万円 7,871	百万円 △13	百万円 17,649
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△326		△326
親会社株主に帰属する当期純利益			1,749		1,749
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,423	△0	1,422
2021年3月31日残高	5,376	4,415	9,294	△13	19,072

項目	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2020年4月1日残高	百万円 874	百万円 △271	百万円 △83	百万円 518	百万円 18,168
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当				—	△326
親会社株主に帰属する当期純利益				—	1,749
自己株式の取得				—	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	109	△52	21	79	79
連結会計年度中の変動額合計	109	△52	21	79	1,502
2021年3月31日残高	983	△324	△61	597	19,670

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	7,837	流动負債	12,022
現金及預金	2,328	営業未借入金	3,785
受取手形	11	短期借入金	3,677
當業記録	4,533	年内返済長期借入金	1,451
電子貯金	252	年内償還借入金	1,800
前払費用	20	一社債務	18
立替入金	123	未払費用	451
未短期預金	466	未払法人税	126
貸の引当	24	未払法人税引当金	289
	70	預り受取	201
	8		219
	△1		
固定資産	28,148	固定負債	8,139
(有形固定資産)	20,572	社長期借入債	2,500
建物	12,737	一社員延税金	2,602
構築物	302	繰延税金負担金	33
機械及び工具	491	退職給付引当金	122
車輛	6	役員退職慰労引当金	1,333
器具及び備品	278	関係会社損失引当金	976
土地	6,654	その他の	228
一時預金	46		343
建設仮勘定	54		
		負債合計	20,161
		純資産の部	
(無形固定資産)	1,390	株主資本	15,214
借地権	977	資本剰余金	5,376
ソフトウエア	399	資本準備金	3,689
その他	14	利益剰余金	3,689
(投資その他の資産)	6,185	利益準備金	6,161
投資有価証券	4,404	その他の利益剰余金	984
関係会社	1,095	固定資産圧縮積立金	5,176
長期借入金	287	別途積立金	775
差入金	342	繰越利益剰余金	1,513
そ貸倒引当	85	自己株式	2,887
	△29	評価・換算差額等	△13
繰延資産	40	その他有価証券評価差額金	650
社債発行費	40		650
資産合計	36,026	純資産合計	15,865
		負債及び純資産合計	36,026

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上原価	百万円	百万円
作業費	32,442	40,715
人件費	2,030	38,290
賃借料	1,805	
減価償却費	1,417	
税金	274	
その他	320	
売上総利益		2,425
一般管理費		1,172
営業利益		1,253
営業外収益		288
受取利息及び配当金	189	
関係会社損失引当金戻入益	85	
その他	13	
営業外費用		151
支払利息	97	
為替差損	34	
その他	20	
経常利益		1,389
特別利益		0
固定資産売却益	0	
特別損失		8
固定資産処分損	8	
税引前当期純利益		1,381
法人税、住民税及び事業税		432
法人税等調整額		△9
当期純利益		958

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

項目	株主資本		
	資本金	資本剩余金	
		資本準備金	資本剩余金合計
2020年4月1日残高	百万円 5,376	百万円 3,689	百万円 3,689
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
当期純利益			—
自己株式の取得			—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			—
事業年度中の変動額合計	—	—	—
2021年3月31日残高	5,376	3,689	3,689

項目	株主資本			
	利益剩余金			
	利益準備金	その他利益剩余金		利益剩余金合計
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	
2020年4月1日残高	百万円 984	百万円 787	百万円 1,513	百万円 2,243
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△326
固定資産圧縮積立金の取崩		△12		12
当期純利益				958
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計	—	△12	—	644
2021年3月31日残高	984	775	1,513	2,887
				6,161

項 目	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 挿 算 差 額 等 合 計	
2020年4月1日残高	百万円 △13	百万円 14,581	百万円 373	百万円 373	百万円 14,955
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△326		—	△326
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—	—
当期純利益		958		—	958
自己株式の取得	△0	△0		—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	277	277	277
事業年度中の変動額合計	△0	632	277	277	909
2021年3月31日残高	△13	15,214	650	650	15,865

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

ケイヒン株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 海野 隆善 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 斎藤 克宏 印  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ケイヒン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケイヒン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

ケイヒン株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 海野 隆善 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 斎藤 克宏 印  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケイヒン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針についてには、指摘すべき事項は認められません。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

ケイヒン株式会社 監 査 役 会  
常勤監査役 柏 岡 裕 ㊞  
常勤監査役（社外監査役） 杉 野 直樹 ㊞  
監 査 役（社外監査役） 森 信 一 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役14名選任の件

取締役全員（15名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	大津 育 敬 (1949年7月4日生)	1978年9月 ケイヒン アメリカ コーポレーション代表取締役社長 1984年4月 当社社長室長 1985年6月 取締役 1986年4月 常務取締役 1989年6月 専務取締役 1991年6月 代表取締役社長 2019年4月 代表取締役会長（現在） ・エヴェレット スティームシップ コーポレーション代表取締役会長 兼 社長	53,707株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり代表取締役として会社を経営し、グループ会社を含めた当社グループの事業活動を統轄しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。			
2	杉山 光延 (1961年6月5日生)	1985年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2008年2月 当社営業統轄部担当部長 2008年6月 取締役 2013年6月 常務取締役 2016年6月 専務取締役 2019年4月 代表取締役社長（現在）	3,150株
【取締役候補者とした理由】 常務取締役・専務取締役を歴任して会社経営に深く携わり、現在は代表取締役社長として会社を経営しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	あさ わき まこと 浅 脇 誠 (1952年11月19日生)	1976年4月 当社入社 2000年6月 取締役 2013年6月 常務取締役 2017年4月 専務取締役 2017年6月 専務取締役管理部門担当 兼 内部統制室長 (現在)	2,400株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり国際輸送に係る部門の責任者を務め、海外現地法人の役員を歴任するなど、国際物流事業に精通しているほか、管理部門を統轄し、専務取締役として会社経営に深く携わっており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。			
4	せき もと あつ ひろ 関 本 篤 弘 (1958年7月30日生)	1981年4月 当社入社 2008年6月 取締役 2016年6月 常務取締役 2019年4月 専務取締役営業部門担当 兼 宅配統轄部長 (現在) 〈重要な兼職の状況〉 ・ケイヒン配送株式会社代表取締役社長	3,000株
【取締役候補者とした理由】 流通加工・配送等に係る事業を統轄する部門の責任者を務め、グループ会社の役員を歴任するなど、国内物流事業に精通しているほか、営業部門を統轄し、専務取締役として会社経営に深く携わっており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。			
5	おお つ ひで ゆき 大 津 英 敏 (1985年6月21日生)	2009年4月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 2015年4月 当社営業統轄部副部長 2016年4月 社長室長 兼 システム統轄部長 2016年6月 取締役 2019年4月 常務取締役社長室長 兼 システム統轄部長 (現在)	1,000株
【取締役候補者とした理由】 他社での経験に加え、経営企画・情報システム部門の責任者を務めるとともに、常務取締役として会社経営に深く携わっており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。			
6	さか い まさ とし 坂 井 賢 敏 (1958年11月21日生)	1982年4月 当社入社 2012年6月 取締役 2019年4月 常務取締役海上・ターミナル営業部長（現在） 〈重要な兼職の状況〉 ・ケイヒン海運株式会社代表取締役社長	3,400株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり輸出車両輸送に係る部門の責任者を務めるなど、国際物流事業に精通しているほか、常務取締役として会社経営に深く携わっており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	尾曲裕之 (1959年1月5日生)	<p>1980年4月 当社入社            1997年4月 国際横浜営業部海外輸送課長            2000年4月 横浜営業2部海外輸送チームリーダー<sup>1</sup>            2005年4月 国際輸送営業部長            2007年6月 取締役            2010年4月 取締役プロジェクトカーゴ営業部長（現在）</p>	4,800株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたりプロジェクト貨物輸送に係る部門の責任者を務めるなど、国際物流事業に精通しております。			
8	荒井正俊 (1962年5月15日生)	<p>1985年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行            1997年9月 株式会社読売広告社入社            2009年7月 当社営業統轄部担当部長            2010年4月 財務部担当部長            2012年6月 取締役財務部長（現在）</p>	2,800株
【取締役候補者とした理由】 他社での経験も含め財務・会計に関する深い知識を有し、当社財務部門の責任者を務めるなど、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。			
9	桑嶋耕造 (1957年4月13日生)	<p>1980年4月 当社入社            1995年7月 国際事業本部総務部東京管理課副課長            1996年4月 人財開発部人財開発課課長            1999年4月 人財開発部人事チームリーダー<sup>1</sup>            2012年6月 取締役人財開発部長（現在）</p>	1,700株
【取締役候補者とした理由】 人事・労務に関する深い知識を有し、長年にわたり人事部門の責任者を務めるなど、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
10	吉村 裕 (1966年4月24日生)	<p>1990年4月 当社入社      2006年4月 ケイヒン配送株式会社営業本部部長      2008年6月 同 取締役      2012年6月 同 常務取締役      2014年4月 当社宅配営業部副部長      2016年6月 取締役関西営業部長（現在）      〈重要な兼職の状況〉      • ケイヒン陸運株式会社（本店 兵庫県神戸市）      代表取締役社長      • ケイヒン港運株式会社代表取締役社長</p>	1,400株
【取締役候補者とした理由】			
関西地区の倉庫・陸上運送等に係る部門の責任者を務め、グループ会社の役員を歴任するなど、国内物流事業に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。			
11	筒井 章太 (1971年2月23日生)	<p>1993年4月 当社入社      2010年4月 横浜営業1部山下埠頭流通センター長      2014年4月 営業統轄部営業開発チームリーダー      2017年4月 営業統轄部長      2019年6月 取締役営業統轄部長（現在）</p>	600株
【取締役候補者とした理由】			
倉庫運営を中心とした国内物流事業での長年の経験に加え、当社グループの営業部門を統轄する責任者を務めるなど、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。			
12	葉梨 陽一郎 (1970年11月23日生)	<p>1994年4月 当社入社      2008年4月 東京営業部営業チームリーダー      2010年4月 営業統轄部営業開発チームリーダー      2014年4月 関東営業部副部長      2017年4月 関東営業部長      2019年6月 取締役関東営業部長（現在）      〈重要な兼職の状況〉      • ケイヒン陸運株式会社（本店 東京都足立区）      代表取締役社長</p>	3,800株
【取締役候補者とした理由】			
関東地区の倉庫・陸上運送等に係る部門の責任者を務め、グループ会社の役員を務めるなど、国内物流事業に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
13	酒井透 (1933年7月12日生)	<p>1953年5月 協同飼料株式会社入社      1993年6月 同 代表取締役社長      2003年6月 同 取締役会長      2006年6月 同 相談役      2011年6月 同 代表取締役相談役      2012年6月 同 代表取締役会長      2014年10月 フィード・ワンホールディングス株式会社      取締役特別顧問      2015年6月 当社取締役（現在）      2015年10月 フィード・ワン株式会社取締役特別顧問      2017年6月 同 顧問</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】      長年にわたり会社の経営に携わっており、その経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としております。経営トップとしての経験を生かし、当社の属する業界にとらわれない視点から当社の経営に対し貴重な意見・助言をいただく等、経営監督機能の強化に資する役割を期待しております。</p>	1,200株
14	本保芳明 (1949年4月20日生)	<p>1974年4月 運輸省入省      2001年7月 国土交通省大臣官房審議官      2006年4月 日本郵政公社理事・専務執行役員      2008年10月 国土交通省観光庁長官      2010年4月 首都大学東京（現 東京都立大学）教授      2014年1月 国土交通省観光庁参与（現在）      2015年4月 首都大学東京（現 東京都立大学）特任教授      2015年6月 当社取締役（現在）      2017年5月 イオンディライト株式会社社外取締役（現在）      2018年4月 首都大学東京（現 東京都立大学）客員教授（現在）      〈重要な兼職の状況〉      • 国土交通省観光庁参与      • 首都大学東京（現 東京都立大学）客員教授      • イオンディライト株式会社社外取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】      国土交通省における長年の経験と経営者としての幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としております。国土交通省における経験と経営者としての経験を生かし、物流業界を含む幅広い視点から当社の経営に対し貴重な意見・助言をいただく等、経営監督機能の強化に資する役割を期待しております。</p>	0株

- (注) 1. 取締役候補者大津英敬氏およびその近親者は、京友株式会社の議決権を直接・間接にて100%保有しております、当社は同社と設備の購入・修繕、事務機器等のリースおよび土地建物賃借等の取引関係があります。
2. 取締役候補者関本篤弘氏は、ケイヒン配送株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と流通加工・配送業務の委託等の取引関係があります。
3. 取締役候補者坂井賢敏氏は、ケイヒン海運株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と国際運送取扱業務の委託等の取引関係があります。
4. 取締役候補者吉村裕氏は、ケイヒン陸運株式会社（本店 兵庫県神戸市）の代表取締役社長を兼務しております、当社は同社と陸上運送業務の委託等の取引関係があります。また、同氏は、ケイヒン港運株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と国際運送取扱業務・港湾作業の委託等の取引関係があります。
5. 取締役候補者葉梨陽一郎氏は、ケイヒン陸運株式会社（本店 東京都足立区）の代表取締役社長を兼務しております、当社は同社と陸上運送業務の委託等の取引関係があります。
6. 他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
7. 取締役候補者酒井透氏および本保芳明氏は、社外取締役候補者であります。
8. 取締役候補者酒井透氏および本保芳明氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
9. 当社は、取締役候補者酒井透氏および本保芳明氏との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、両氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものであります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
10. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に關し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回の契約更新時には同内容での更新を予定しております。
11. 当社は、取締役候補者酒井透氏および本保芳明氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役柏岡裕氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※野村洋資 (1955年8月13日生)	1980年4月 当社入社 1996年4月 管理本部総務部企画情報課課長 2000年4月 営業統轄部リーダー 2002年4月 財務部資金チームリーダー 2008年4月 事務センター部長 2015年6月 取締役総務部長（現在）	1,900株

### 【監査役候補者とした理由】

財務・会計に関する深い知識を有し、管理部門の責任者を歴任するなど、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、監査役候補者としております。

- (注) 1. 監査役候補者野村洋資氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者野村洋資氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものであります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。監査役候補者野村洋資氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回の契約更新時には同内容での更新を予定しております。
4. ※印は新任監査役候補者であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
の ぐち たかし 野 口 隆 (1956年6月24日生)	<p>1979年4月 株式会社横浜銀行入行          2000年5月 同 上大岡支店長          2006年4月 同 執行役員          2010年4月 同 常務執行役員          2011年6月 同 取締役常務執行役員          2012年5月 協同飼料株式会社顧問          2012年6月 同 取締役専務執行役員          2014年10月 フィード・ワン株式会社取締役専務執行役員          2019年4月 同 取締役副社長執行役員          2021年4月 同 代表取締役副社長執行役員（現在）</p>	0株

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

金融機関における長年の経験と財務・会計上の知見を当社の監査業務に反映していただけるものと判断し、補欠監査役候補者としております。また、当社の属する業界にとらわれない視点から当社の経営に対し貴重な意見・助言をいただく等、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

- （注）1. 補欠監査役候補者野口隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 補欠監査役候補者野口隆氏は、社外監査役候補者であります。  
 3. 補欠監査役候補者野口隆氏が社外監査役に就任された場合には、当社は、同氏との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要是、会社法第423条第1項の賠償責任について、同氏が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものであります。  
 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。補欠監査役候補者野口隆氏が社外監査役に就任された場合には、同氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。  
 5. 補欠監査役候補者野口隆氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます野村洋資氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、本招集ご通知11頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
の 野 むら よ すけ 村 洋 資	2015年6月 取締役（現在）

#### 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます柏岡裕氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
かし 柏 おか 岡 ゆたか 村 洋 資	2017年6月 常勤監査役（現在）

## 第6号議案 社外取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、社外取締役および監査役の経営に対する独立性・中立性を高めコーポレートガバナンスを強化することを目的に、2021年4月28日開催の取締役会において、社外取締役および監査役に対する退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、現在、取締役在任中の酒井透氏、本保芳明氏、現在監査役在任中の杉野直樹氏、森信一氏に対し、それぞれ就任時から本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。支給の時期は、各取締役および各監査役の退任の時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、本招集ご通知11頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
酒井 透	2015年6月 社外取締役（現在）
本保 芳明	2015年6月 社外取締役（現在）
杉野 直樹	2020年6月 常勤監査役（現在）
森 信一	2010年6月 監査役（現在）

以上

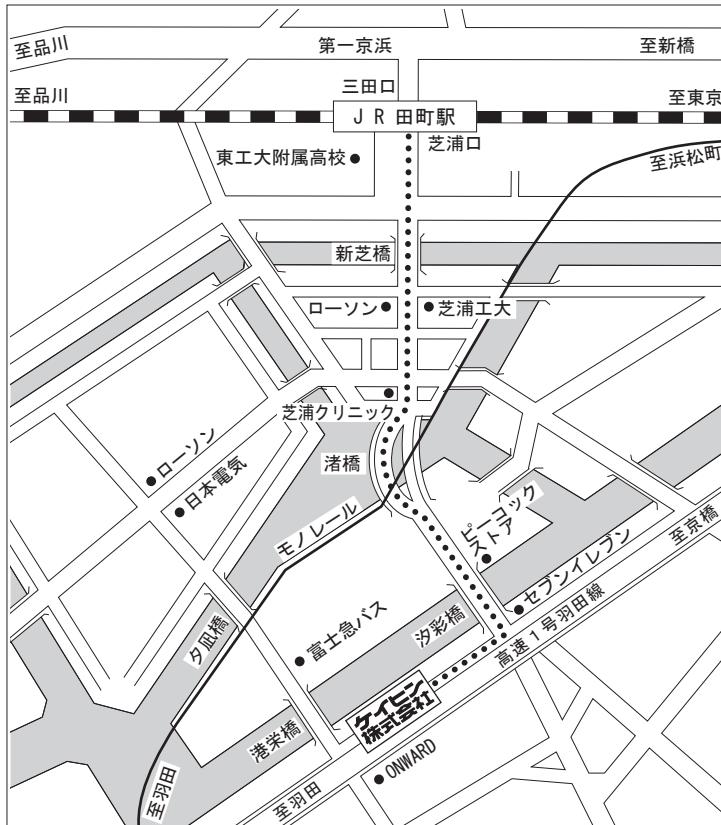
〈メモ欄〉

# 株主総会会場ご案内図

東京都港区海岸3丁目4番20号

**ケイヒン株式会社 本社 6階会議室**

電話 (03)3456-7801 (代表)



JR田町駅芝浦口より徒歩15分